

豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに
特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)並びに法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)の確認等に関し、必要な事項を定める。

第2章 特定教育・保育施設の確認の申請等

(確認の申請等)

第2条 法第31条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の確認申請については、特定教育・保育施設確認申請書(様式第1号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定教育・保育施設確認決定通知書(様式第2号)、却下するとしたときは、特定教育・保育施設確認申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(確認の変更申請及び届出)

第3条 法第32条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設の利用定員の増加の変更申請については、変更の日の2月前までに、特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 法第35条第2項の規定に基づく利用定員の減少の届出については、その利用定員の減少の日の3月前までに、特定教育・保育施設の利用定員減少等届出書(様式第5号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

3 法第32条第1項及び法第35条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設の利用定員の内訳の変更については、変更の日の3月前までに、特定教育・保育施設確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出するとともに、変更の日の3月前までに、特定教育・保育施設の利用定員減少等届出書(様式第5号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

4 市長は、第1項から第3項の規定による申請があった場合において、変更すると決定したときは、特定教育・保育施設確認変更決定通知書(様式第2号)、却下するときは、特定教育・保育施設確認変更申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第4条 法第35条第1項に規定に基づく特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出については、10日以内に、特定教育・保育施設の設置者住所等変更届出書(様式第6号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第5条 法第36条の規定に基づく特定教育・保育施設の確認の辞退については、その確認を辞退する日の3月前までに、特定教育・保育施設確認辞退申出書(様式第7号)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第6条 市長は、法第40条の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定教育・保育施設確認取消(停止)通知書(様式第8号)により当該特定教育・保育施設の設置者に通知するものとする。

第3章 特定地域型保育事業の確認の申請等

(確認の申請等)

第7条 法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者の確認申請については、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第9号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定地域型保育事業者確認決定通知書(様式第2号)、却下するときは、特定地域型保育事業者確認申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(確認の変更申請及び届出)

第8条 法第44条第1項の規定に基づく特定地域型保育事業者の利用定員の増加の変更申請については、変更の日の2月前までに、特定地域型保育事業者確認変更申請書(様式第4号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

- 2 法第 47 条第 2 項に規定に基づく利用定員の減少の届出については、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者の利用定員減少等届出書(様式第 5 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。
- 3 法第 44 条第 1 項及び法第 47 条第 2 項の規定に基づく特定地域型保育事業者の利用定員の内訳の変更については、変更の日の 2 月前までに、特定地域型保育事業者確認変更申請書(様式第 4 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出するとともに、変更の日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者の利用定員減少等届出書(様式第 5 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。
- 4 市長は、第 1 項から第 3 項の規定による申請があった場合において、変更すると決定したときは、特定地域型保育事業者確認変更決定通知書(様式第 2 号)、却下するときは、特定地域型保育事業者確認変更申請却下通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 9 条 法第 47 条第 1 項に規定に基づく特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出については、10 日以内に、特定地域型保育事業者の名称等変更届出書(様式第 6 号)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第 10 条 法第 48 条の規定に基づく特定地域型保育事業者の確認の辞退については、その確認を辞退する日の 3 月前までに、特定地域型保育事業者確認辞退申出書(様式第 7 号)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第 11 条 市長は、法第 52 条の規定に基づき、特定地域型保育事業者に係る法第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定地域型保育事業者確認取消(停止)通知書(様式第 8 号)により当該特定地域型保育事業者に通知するものとする。

第 4 章 特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等

(確認の申請等)

第 12 条 法第 58 条の 2 の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認申請については、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(確認様式 0)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、確認すると決定したときは、特定子ども・子育て支援施設等確認決定通知書(確認様式一決定通知)、却下するときは、特定子ども・子育て支援施設等確認申請却下通知書(確認様式一却下通知)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第13条 法第58条の5の規定に基づく特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等の変更の届出については、10日以内に、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式6)に必要書類を添付した上で、市長に提出することにより行う。

(確認の辞退)

第14条 法第58条の6の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退については、その確認を辞退する日の3月前までに、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届(確認様式7)を市長に提出することにより行う。

(確認の取消し等)

第15条 市長は、法第58条の10の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

2 市長は、前項の規定による確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止を行うこととしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消(停止)決定通知書(確認様式一取消(停止)通知)により当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月2日から施行し、平成26年10月9日から適用する。
- 2 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。